

	<h1 style="text-align: center;">鳥取県公報</h1>	平成 27 年 3 月 31 日 (火) 第 8 6 8 6 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (205) (県民課) . . . . . 3 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (206) (東部振興課) . . . . . 4 鳥取県立県民文化会館の利用料金の一部改正 (207) (文化政策課) . . . . . 4 鳥取県営米子屋内プールの利用料金 (208) (スポーツ課) . . . . . 5 身体障害者福祉法による医師の指定 (209) (障がい福祉課) . . . . . 7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療 機関の指定 (210) (〃) . . . . . 7 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定薬物の指定 (211) (医療指導課) . . . . . 7 中海に係る湖沼水質保全計画の策定 (212) (水・大気環境課) . . . . . 9 大規模小売店舗の新設の届出 (213) (経済産業総室) . . . . . 10 農用地利用配分計画の認可 (214) (経営支援課) . . . . . 11 土地改良区連合の定款の変更の認可 (215) (農地・水保全課) . . . . . 12 建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (216) (県土総務課) . . . . . 12 一般国道の区域の変更 (217) (道路企画課) . . . . . 13 県道の区域の変更 (218) (〃) . . . . . 14 一般国道の供用の開始 (219) (〃) . . . . . 14 県道の供用の開始 (220) (〃) . . . . . 15 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (221) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビス事業者の指定 (222) (〃) . . . . . 15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビスの事業の廃止の届出 (223) (〃) . . . . . 16 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (224) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 16 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (225) (〃) . . . . . 16 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (226) (〃) . . . . . 16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビス事業者の指定 (227) (東部福祉保健事務所) . . . . . 17 土地改良区の役員の就退任 (228) (東部農林事務所) . . . . . 17
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (26) . . . . . 18
◇ 教委告示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (10) (図書館) . . . . . 18
◇ 海区漁調 委告示	すくい網漁業の操業に関する指示 (1) . . . . . 19

◇ 内水面漁 管委告示	コイの持出し等の禁止等に関する指示 (1) . . . . . 20
	コイの持出し等を禁止する水域の範囲 (2) . . . . . 20
	平成27年度第5種共同漁業権者に係る増殖目標量 (3) . . . . . 22
◇ 公 告	都市計画の変更案の縦覧 (技術企画課) . . . . . 23
	森林法による開発行為の許可 (西部総合事務所農林局) . . . . . 24
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 24
◇ 調達公告	落札者の決定 (消防防災航空センター) . . . . . 25
◇ 雑 報	平成27年度危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施 (消防防災課) . . . . . 26

# 告 示

**鳥取県告示第205号**

平成11年鳥取県告示第642号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
非常勤職員採用試験及び臨時的任用職員採用試験	試験の可否、総合点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者においては試験種目ごとの判定結果がある場合は、該当判定を含む。）	合格発表日から1月間。ただし、第1次試験及び第2次試験がある場合は、第1次試験の不合格者において第1次試験の試験結果の通知日から、第1次試験の合格者においては最終試験結果の通知日から1月間	当該試験を実施した課（課に相当するものを含む。）又は地方機関	非常勤職員採用試験及び臨時的任用職員採用試験	試験の可否、総合点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者においては試験種目ごとの判定結果がある場合は、該当判定を含む。）	合格発表日から1月間。ただし、第1次試験及び第2次試験がある場合は、第1次試験の不合格者において第1次試験の試験結果の通知日から、第1次試験の合格者においては最終試験結果の通知日から1月間	当該試験を実施した課（課に相当するものを含む。）又は地方機関

				鳥取県立保育専門学院 入学試験	科目別得点、総合得点及び順位	合格発表日から1月間	保育専門学院
歯科技工士試験	科目別得点及び総合得点	合格発表日から1月間	福祉保健部健康医療局医療政策課	歯科技工士試験	科目別得点及び総合得点	//	福祉保健部健康医療局医療政策課
略				略			
略				略			

**鳥取県告示第206号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成27年5月19日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日  
平成27年3月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人創造の樹
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
山川 賀寿雄
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市吉岡温泉町789-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、木に文字を彫る技術を性別、年齢を問わず又、障がいの程度に応じ指導と普及を図ることにより、彼らの主体的な学びと自立的な成長を応援し、地域社会での自立と自活及び社会参加を生涯にわたって支援する事業を行い、健全な精神保健福祉の社会環境の整備と生活支援体制の確立に寄与することを目的とする。また、目的を達成するための施設の設立並びに運営、作品の販売先の確保、促進を目指す。

**鳥取県告示第207号**

平成26年鳥取県告示第8583号（鳥取県立県民文化会館の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき平成27年3月20日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																						
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ リハーサル室、練習室、展示室及び会議室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">設 備 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">そ の 他</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">液晶ディスプレイ</td> <td style="text-align: center;">1 台 1 回 につき 410円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">DVDレコーダー</td> <td style="text-align: center;">1 台 1 回 につき 1,030円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">ブルーレイディスクプレーヤー</td> <td style="text-align: center;">1 台 1 回 につき 1,030円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">備考 略</p> <p>2 略</p>	区分		利用料	施設	設 備 名	略			そ の 他	略		液晶ディスプレイ	1 台 1 回 につき 410円	略		DVDレコーダー	1 台 1 回 につき 1,030円		ブルーレイディスクプレーヤー	1 台 1 回 につき 1,030円	<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ リハーサル室、練習室、展示室及び会議室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">設 備 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">そ の 他</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">テレビ(29型)、ビデオデッキ(VHS)</td> <td style="text-align: center;">1セット1 回につき 930円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">DVDレコーダー</td> <td style="text-align: center;">1 台 1 回 につき 1,030円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">備考 略</p> <p>2 略</p>	区分		利用料	施設	設 備 名	略			そ の 他	略		テレビ(29型)、ビデオデッキ(VHS)	1セット1 回につき 930円	略			DVDレコーダー	1 台 1 回 につき 1,030円
区分		利用料																																					
施設	設 備 名																																						
略																																							
そ の 他	略																																						
	液晶ディスプレイ	1 台 1 回 につき 410円																																					
	略																																						
	DVDレコーダー	1 台 1 回 につき 1,030円																																					
	ブルーレイディスクプレーヤー	1 台 1 回 につき 1,030円																																					
区分		利用料																																					
施設	設 備 名																																						
略																																							
そ の 他	略																																						
	テレビ(29型)、ビデオデッキ(VHS)	1セット1 回につき 930円																																					
	略																																						
	DVDレコーダー	1 台 1 回 につき 1,030円																																					

附 則

この告示は、平成27年3月31日から施行する。

鳥取県告示第208号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県営米子屋内プールの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) プール利用料

区 分				金 額	
一般 利用	個人	回数券又は1月利用券、3月利用券、6月利用券若しくは米子産業体育館フィットネスルーム・米子屋内プール1月共通利用券	児童又は中学校の生徒	温水	1人1回につき 350円
				冷水	1人1回につき 250円
			高等学校の生徒	温水	1人1回につき 550円
				冷水	1人1回につき 400円
			一般人	温水	1人1回につき 700円
				冷水	1人1回につき 500円

	によらないで利用 する場合				
	回数券により利用 する場合	児童又は中学校 の生徒	温水	回数券11枚につき	3,500円
			冷水	回数券11枚につき	2,500円
		高等学校の生徒 又は学生	温水	回数券11枚につき	5,500円
			冷水	回数券11枚につき	4,000円
		一般人	温水	回数券11枚につき	7,000円
			冷水	回数券11枚につき	5,000円
	1月利用券により 利用する場合	児童又は中学校 の生徒	温水	1人につき	2,400円
			冷水	1人につき	1,650円
		高等学校の生徒 又は学生	温水	1人につき	3,900円
			冷水	1人につき	2,700円
		一般人	温水	1人につき	4,950円
			冷水	1人につき	3,350円
	3月利用券により 利用する場合	児童又は中学校 の生徒	温水	1人につき	6,700円
			冷水	1人につき	4,800円
		高等学校の生徒 又は学生	温水	1人につき	11,000円
			冷水	1人につき	7,600円
		一般人	温水	1人につき	13,900円
			冷水	1人につき	9,600円
	6月利用券により 利用する場合	児童又は中学校 の生徒	温水	1人につき	12,000円
			冷水	1人につき	10,000円
		高等学校の生徒 又は学生	温水	1人につき	19,200円
			冷水	1人につき	16,300円
		一般人	温水	1人につき	24,400円
			冷水	1人につき	20,600円
	米子産業体育館 フィットネスルー ム・米子屋内プー ル1月共通利用券 により利用する場 合	一般人	通年	1人につき	5,000円
	団体（20人以上のものに 限る。）	児童又は中学校 の生徒	温水	1人1回につき	250円
			冷水	1人1回につき	200円
		高等学校の生徒 又は学生	温水	1人1回につき	450円
			冷水	1人1回につき	300円
		一般人	温水	1人1回につき	550円
			冷水	1人1回につき	400円
	専用利用		温水	1コース1時間につき	3,650円
			冷水	1コース1時間につき	2,550円
トレーニングホール	一般利用	一般人		1人1回につき	50円
	専用利用			全面1時間につき	250円
				2分の1面1時間につき	100円
			3分の2面1時間につき	150円	

	3 分の 1 面 1 時間につき	80 円
--	------------------	------

## 備考

- 1 利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算するものとする。
- 2 この表において「1 月利用券」、「3 月利用券」、「6 月利用券」及び「米子産業体育館フィットネスルーム・米子屋内プール 1 月共通利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。
- 3 1 月利用券、3 月利用券又は 6 月利用券の券面に記載された月数の期間が温水のプールを利用できる期間と冷水のプールを利用できる期間にわたる場合の利用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを 1 月利用券、3 月利用券又は 6 月利用券により利用する場合の利用料の額を勘案して別に定める。

## 2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成 27 年 3 月 19 日
- (2) 適用開始年月日 平成 27 年 4 月 1 日

## 鳥取県告示第 209 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年鳥取県規則第 17 号）第 3 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
外科	ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害	近藤 亮	米子市両三柳 1880 博愛病院
小児科	心臓機能障害	橋田 祐一郎	米子市西町 36-1 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	美野 陽一	〃

## 鳥取県告示第 210 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第 69 条の規定により次のとおり告示する。

平成 27 年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
医療法人さとに 田園クリニック	鳥取市里仁 54 - 2	さとに訪問看護ステーション	鳥取市里仁 54-2	更生医療、精神 通院医療	平成 27 年 4 月 1 日

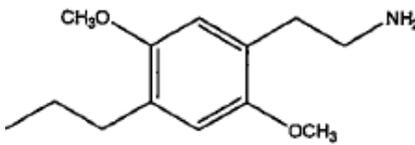
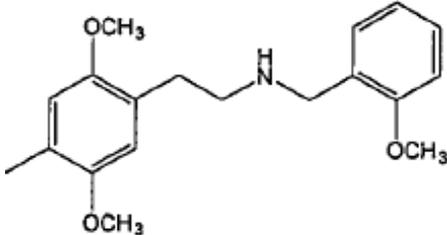
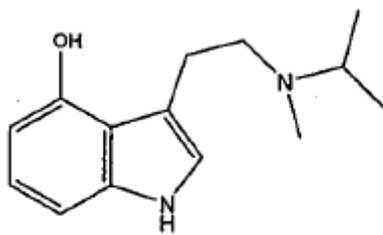
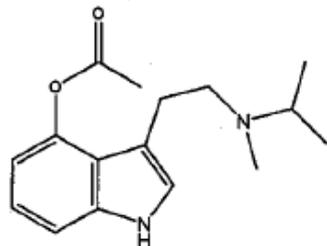
## 鳥取県告示第 211 号

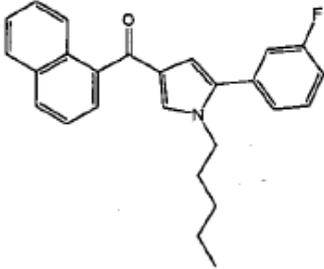
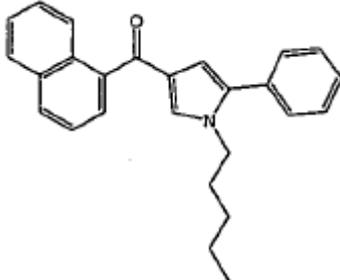
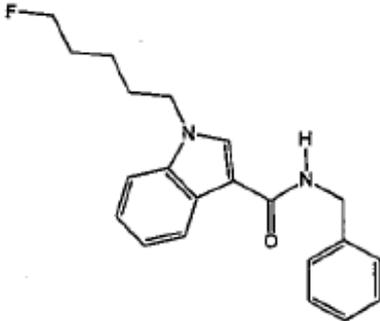
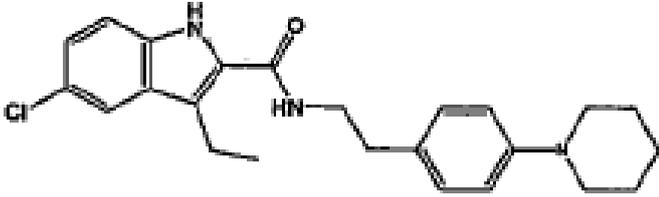
鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成 25 年鳥取県条例第 6 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、知事指定

薬物を次のとおり指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 27 年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
27-知(1)-1	2C-P	2-(2,5-ジメトキシ-4-プロピルフェニル)エタンアミン及びその塩類 
27-知(1)-2	25D-NBOMe	2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類 
27-知(1)-3	4-OH-MIPT	4-ヒドロキシ-N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン及びその塩類 
27-知(1)-4	4-AcO-MIPT	4-アセトキシ-N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン及びその塩類 

27-知(1)-5	JWH-368	<p>[5-(3-フルオロフェニル)-1-ペンチル-1H-ピロール-3-イル] (ナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類</p> 
27-知(1)-6	JWH-145	<p>ナフタレン-1-イル (1-ペンチル-5-フェニル-1H-ピロール-3-イル) メタノン及びその塩類</p> 
27-知(1)-7	5F-SDB-006	<p>N-ベンジル-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類</p> 
27-知(1)-8	Org 27569	<p>5-クロロ-3-エチル-N-[4-(ピペリジン-1-イル)フェネチル]-1H-インドール-2-カルボキサミド及びその塩類</p> 

## 鳥取県告示第212号

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項及び第2項の規定に基づき、中海に係る湖沼水質保全計画（第6期）を次のとおり定めたので、同条第7項の規定により告示する。

平成27年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を鳥取県生活環境部水・大気環境課、東部生活環境事務所及び各総合事務所生活環境局に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第213号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス皆生店  
米子市新開一丁目1395-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - （1）大規模小売店舗を設置する者  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
  - （2）大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成27年11月20日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,861平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - （1）駐車場の位置及び収容台数
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 71台
  - （2）駐輪場の位置及び収容台数
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 22台
  - （3）荷さばき施設の位置及び面積
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 面積 36平方メートル
  - （4）廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 容量 11.39立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
  - （2）来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
 ア 出入口の数 2か所  
 イ 位置 8の書類に記載のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 終日
- 7 届出年月日  
 平成27年3月19日
- 8 縦覧に供する書類  
 大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間  
 平成27年3月31日から4月間
- 10 縦覧に供する場所  
 鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室  
 米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局  
 米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課
- 11 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第214号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から申請のあった次の農用地利用配分計画を平成27年3月23日認可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成27年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
米子市彦名町6159 公本 英夫	米子市富益町の一部
米子市三本松二丁目6-18 東 千春	米子市富益町の一部
米子市車尾二丁目25-27 羽島 正樹	米子市彦名町の一部
米子市淀江町中西尾245 森田 悦子	米子市淀江町中西尾及び淀江町富繁の一部
米子市下郷407 関本 五郎	米子市尾高の一部
米子市蚊屋52 株式会社巖生産組合	米子市下新印、赤井手、淀江町中間及び今在家の一部
米子市下新印1206 株式会社 柳谷ファーム	米子市赤井手の一部
東伯郡琴浦町八橋495 柴田 清明	東伯郡琴浦町大字別所の一部
東伯郡琴浦町別宮568-1 農事組合法人別宮営農組合	東伯郡琴浦町大字別宮の一部
東伯郡琴浦町中村522 農事組合法人立子	東伯郡琴浦町大字佐崎、大字太一垣及び大字中村の一部
西伯郡大山町宮内220 馬田 雄一郎	西伯郡大山町宮内及び同町平の一部
境港市渡町1998 有限会社岡野農場	東伯郡琴浦町大字倉坂の一部
西伯郡大山町赤坂405 赤坂農事組合法人	西伯郡大山町赤坂の一部

西伯郡大山町清原151 梅實 茂良	西伯郡大山町清原及び唐王の一部
西伯郡大山町豊房1620-1 農事組合法人豊山会	西伯郡大山町豊房の一部
西伯郡大山町宮内220 馬田 雄一郎	西伯郡大山町宮内の一部
西伯郡大山町安原126 諸遊 壤司	西伯郡大山町妻木の一部
西伯郡大山町坊領487 遠藤 拓夫	西伯郡大山町坊領の一部
西伯郡南部町福成2397-1 株式会社アステック	西伯郡南部町阿賀、福成及び北方の一部
西伯郡南部町福成1615-1 農事組合法人福成	西伯郡南部町境及び天萬の一部

**鳥取県告示第215号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定に基づき、大山山麓地区土地改良区連合の定款の変更を平成27年3月24日認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により告示する。

平成27年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第216号**

平成24年鳥取県告示221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った建設工事で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

平成27年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>平成26年鳥取県告示第486号</u>（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付を行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>平成24年鳥取県告示第828号</u>（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）及び<u>平成25年鳥取県告示第514号</u>（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付を行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。</p>

<p>(4)～(11) 略</p> <p>2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書及び工事費内訳書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、各構成員が作成し、代表者が一括して提出するものとする。</p> <p>(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。ただし、電子入札（入札規則第19条第1項第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあつては、入札参加書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とするためには記録媒体に3メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの、ウの(イ)に定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えて、インターネットの県のホームページ（<a href="http://nyusatsu.pref.tottori.jp">http://nyusatsu.pref.tottori.jp</a>）（以下「入札情報HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に記載すべき事項を入力するものとする。</p> <p>ア 制限付一般競争入札参加申込書</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3～6 略</p>	<p>(4)～(11) 略</p> <p>2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書及び工事費内訳書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、各構成員が作成し、代表者が一括して提出するものとする。</p> <p>(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。ただし、電子入札（入札規則第19条第1項第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあつては、入札参加書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とするためには記録媒体に3メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの、ウの(イ)に定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えて、インターネットの県のホームページ（<a href="http://nyusatsu.pref.tottori.jp">http://nyusatsu.pref.tottori.jp</a>）（以下「入札情報HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に記載すべき事項を入力するものとする。</p> <p>ア 制限付一般競争入札参加申込書 <u>（別記様式）</u></p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3～6 略</p>
--	--

別記様式を削る。

**鳥取県告示第217号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成27年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-----	-----	------------	-----------------	-----------------

178号	岩美郡岩美町大字大谷字下高縄手254-1地先から同 大字字日比野前1570-4地先まで	変更前	13.3~63.7	60.0
		変更後	10.3~19.4	60.0

## 鳥取県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成27年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
網代港線	変更前	岩美郡岩美町大字網代字大網代118-177地先から同 町大字大谷字下高縄手255-1地先まで	3.6~35.3	2,042.0
		岩美郡岩美町大字岩本字沓井屋敷1143-6地先から 同町大字大谷字東町田浜2182-619地先まで	12.8~40.3	377.0
	変更後	岩美郡岩美町大字岩本字進開1152-22地先から同町 大字大谷字下武王2772-1地先まで	7.5~42.0	1,794.0
網代港大岩 停車場線	変更前	岩美郡岩美町大字大谷字東町田浜2182-383地先か ら同大字字日比野前1565-2地先まで	3.4~37.0	1,334.0
	変更後	岩美郡岩美町大字大谷字東町田浜2182-171地先か ら同大字字日比野前1565-2地先まで	10.9~33.0	876.0
東伯野添線	変更前	東伯郡琴浦町大字丸尾字女給102-2地先から同町 大字下伊勢字押尾田523-1地先まで	6.3~43.6	2,164.0
		東伯郡琴浦町大字丸尾字女給102-2地先から同町 大字下伊勢字押尾田523-1地先まで	6.3~43.6	2,164.0
	変更後	東伯郡琴浦町大字下伊勢字内海中260-1地先から 同大字字堂免179-9地先まで	11.4~25.9	405.0

## 鳥取県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成27年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
178号	岩美郡岩美町大字大谷字下高縄手254-1地先から同大字字日比野 前1570-4地先まで	平成27年3月31日

**鳥取県告示第220号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成27年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
網代港線	岩美郡岩美町大字岩本字進開1152-22地先から同町大字大谷字下武王2772-1地先まで	平成27年3月31日
網代港大岩停車場線	岩美郡岩美町大字大谷字東町田浜2182-171地先から同大字字日比野前1565-2地先まで	〃
東伯野添線	東伯郡琴浦町大字下伊勢字内海中260-1地先から同大字字堂免179-9地先まで	〃

**鳥取県告示第221号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月31日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
社会福祉法人和	倉吉市福庭町一丁目365-2	共生ホームこころ	倉吉市塚町二丁目239-87	平成27年4月1日	放課後等デイサービス

**鳥取県告示第222号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月31日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人和	倉吉市福庭町一丁目365-2	共生ホームこころ	倉吉市塚町二丁目239-87	生活介護	平成27年4月1日

**鳥取県告示第223号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年 3 月31日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人和	倉吉市福庭町一丁目365-2	もなみ	倉吉市堺町二丁目239-38	就労移行支援	平成27年 3 月31日

**鳥取県告示第224号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成27年 3 月31日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
株式会社デマンド	米子市皆生二丁目13-13	放課後等デイサービスきっずらんど	米子市西福原六丁目3-30	平成27年 4 月1日	放課後等デイサービス

**鳥取県告示第225号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年 3 月31日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人こうほうえん	デイサービスセンターさんげんや	境港市三軒屋町2488-2	平成27年 3 月19日	平成27年 3 月31日	通所介護

**鳥取県告示第226号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当

該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年3月31日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 こうほうえん	デイサービスセン ターさんげんや	境港市三軒屋町 2488-2	平成27年3月 19日	平成27年3月 31日	介護予防通所介護

**鳥取県告示第227号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月31日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名 称	主たる事務 所の所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービスの 種類	指定年月日
株式会社はな まるりんく	鳥取市富安 二丁目43	はなまるりんく	鳥取市富安二丁目43	就労継続支援A型、 就労継続支援B型	平成27年3月 23日

**鳥取県告示第228号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり社土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年3月31日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

## 退任した役員の氏名及び住所

理事長	安 永 忠 司	鳥取市用瀬町安蔵558
理 事	入 江 元 行	鳥取市用瀬町金屋171
〃	山 元 俊 昭	鳥取市用瀬町安蔵152
〃	前 田 信 直	鳥取市用瀬町川中203
〃	池 本 龍 雄	鳥取市用瀬町安蔵1034
〃	山 元 次 男	鳥取市用瀬町安蔵820
〃	田 中 克 彦	鳥取市用瀬町安蔵310
〃	前 田 正 善	鳥取市用瀬町用瀬13-2
〃	松 尾 榮 茂	鳥取市用瀬町家奥239-2
〃	藤 原 均	鳥取市用瀬町屋住507
〃	大 家 福 美	鳥取市用瀬町江波719

監 事 加賀田 三 郎 鳥取市用瀬町安蔵945-6  
" 原 智 昭 鳥取市用瀬町古用瀬202  
平成27年3月16日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事長 安 永 忠 司 鳥取市用瀬町安蔵558  
理 事 入 江 元 行 鳥取市用瀬町金屋171  
" 山 元 俊 昭 鳥取市用瀬町安蔵152  
" 前 田 信 直 鳥取市用瀬町川中203  
" 池 本 龍 雄 鳥取市用瀬町安蔵1034  
" 山 元 次 男 鳥取市用瀬町安蔵820  
" 田 中 克 彦 鳥取市用瀬町安蔵310  
" 古 田 徳 明 鳥取市用瀬町古用瀬430  
" 松 尾 榮 茂 鳥取市用瀬町家奥239-2  
" 藤 原 均 鳥取市用瀬町屋住507  
" 大 家 福 美 鳥取市用瀬町江波719  
監 事 加賀田 三 郎 鳥取市用瀬町安蔵945-6  
" 原 智 昭 鳥取市用瀬町古用瀬202  
平成27年3月17日就任 任期4年

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第26号

平成27年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成27年3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成27年4月7日（火） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙における委員長が専決処分した事項について
  - (2) その他

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第10号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県立図書館システム 企画提案書評価委員会	鳥取県立図書館システム賃貸借の総合 評価入札に係る評価基準の策定及び企 画提案書の審査に関する事項	平成27年4月1日から 同年9月30日まで	図書館

## 海区漁業調整委員会告示

### 鳥取海区漁業調整委員会告示第1号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成27年3月31日

鳥取海区漁業調整委員会会長 田 口 勝 蔵

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線（世界測地系 経度 東経133度27.65分。以下同じ。）以東の鳥取県海面において、平成27年5月1日から同年9月30日までの間にすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

#### 1 承認の内容

##### (1) 承認を受けることができる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者（以下「県内業者」という。）とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者（以下「県外業者」という。）とする。

##### (2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

##### (3) 操業区域

ア 県内業者にあつては、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面

イ 県外業者にあつては、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の線（世界測地系 経度 東経133度35.42分）の間の鳥取県海面

##### (4) 承認を受けた者の操業の条件

ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

イ 操業中は、鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領（平成27年3月31日付第201400202237号鳥取海区漁業調整委員会会長通知。以下「要領」という。）で定める標識を掲げなければならない。

ウ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

エ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

オ 漁獲物は、本県の漁港に陸揚げしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

カ 操業期間満了後速やかに、要領で定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

#### 2 承認の取消し

この指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

## 内水面漁場管理委員会告示

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出し等について次のとおり指示する。

平成27年 3 月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

#### 1 指示内容

##### (1) コイの持出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルスを保有しているコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面のうち鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定する範囲（以下「当該水域」という。）から、コイを持ち出した上、当該水域以外の水域に放流し、又は遺棄してはならない。ただし、公的機関が実施する疾病検査等に供する場合は、この限りでない。

イ 委員会は、当該水域の範囲を指定したときは、速やかに公表するものとする。

##### (2) コイの放流等の制限

ア 県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面に増殖目的で次の表の左欄に掲げるコイを放流しようとする場合は、同表の右欄に掲げる事項を遵守すること。

県内で飼育された放流用のコイ	当該コイ群について、鳥取県栽培漁業センターによる所要の飼育観察を行った上で、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。以下同じ。）によりコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。
県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、委員会事務局に対して、当該コイ群がコイヘルペスウイルス病汚染水域由来でないことを報告し、及び公的機関が実施した当該コイ群に関するPCR検査の結果が陰性であることを証明する書類を提出すること。

イ 当該水域に増殖目的で放流用のコイを放流しようとする場合は、アの事項に加えて次に掲げる事項を遵守すること。

(ア) 4月1日から10月31日の間は放流しないこと。

(イ) 一箇所での集中放流を避け、分散放流に努めること。

ウ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面にコイを遺棄してはならない。

#### 2 指示期間

平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

#### 3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 2 号

平成27年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 1 号(コイの持出し等の禁止等に関する指示について)に基づき、コイの持出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成27年 3 月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

## 1 千代川水系のうち次に掲げる水域

- (1) 鳥取市用瀬町鷹狩の下井手頭首工（以下「下井手頭首工」という。）より下流の千代川本流
- (2) 下井手頭首工より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭郡八頭町島の島橋より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続する全ての用水路
- (3) 鳥取市用瀬町鷹狩の赤波川から取水する上井出用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (4) 八頭郡八頭町島の八東川から取水する皆原用水及びそれに接続する全ての用水路
- (5) 八頭郡八頭町皆原の八東川から取水する金崎用水及びそれに接続する全ての用水路
- (6) 八頭郡八頭町日下部の船川用水取水口から取水する船川用水及びそれに接続する全ての用水路
- (7) 八頭郡八頭町中村の向井橋より下流の見槻川
- (8) 見槻川と大江川の合流点より下流の大江川
- (9) 八頭町西御門の久能寺堰から取水する久能寺用水及びそれに接続する全ての用水路
- (10) 大口堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (11) 鳥取市の湖山池

## 2 天神川水系のうち次に掲げる水域

- (1) 倉吉市上余戸の郡山大口堰より下流の天神川本流
- (2) 倉吉市巖城の巖城堰より下流の小鴨川
- (3) 倉吉市八幡町の小鴨川から取水する鉢屋川及び玉川並びにそれらに接続する全ての用水路
- (4) 倉吉市上井の羽合堰から取水する羽合用水及びそれに接続する全ての用水路

## 3 日野川水系のうち次に掲げる水域

- (1) 日野郡日南町茶屋の久ノ谷川から取水する上井手及びそれに接続する全ての用水路
- (2) 日野郡日南町茶屋の仙木谷の小濁川水系の河川及び小濁川本流
- (3) 小濁川本流と小原川の合流点より下流の小原川
- (4) 小原川と日野川の合流点より下流の日野川本流
- (5) 日野郡日野町安原の日野川から取水する安井井手及びそれに接続する全ての用水路
- (6) 日野郡江府町大字武庫の俣野川から取水する一旦井手及びそれに接続する全ての用水路
- (7) 一旦井手と武庫井手の合流点より下流の武庫井手及びそれに接続する全ての用水路
- (8) 日野郡江府町大字武庫の新六井手から取水する宮ノ前地区内水路及びそれに接続する全ての用水路
- (9) 武庫井手と俣野川の合流点より下流の俣野川本流
- (10) 日野郡江府町大字洲河崎の日野川から取水する久連井手及びそれに接続する全ての用水路
- (11) 日野郡江府町大字佐川のハセン川から取水するヤネイデ及びそれに接続する全ての用水路
- (12) 西伯郡伯耆町荘の日野川から取水する荘古市大井手水路及びそれに接続する全ての用水路
- (13) 荘古市大井手水路と谷山川の合流点より下流の谷山川
- (14) 西伯郡伯耆町二部の野上川から取水する輪井手及びそれに接続する全ての用水路
- (15) 輪井手と藤屋川の合流点より下流の藤屋川
- (16) 西伯郡伯耆町二部の白濁橋より下流の野上川
- (17) 西伯郡伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水及びそれに接続する全ての用水路
- (18) 西伯郡伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水と小松谷川の合流点より下流の小松谷川本流
- (19) 米子市兼久における佐野川用水と法勝寺川の合流点より下流の法勝寺川本流
- (20) 西伯郡伯耆町溝口の日野川から取水する尾高井手及びそれに接続する全ての用水路
- (21) 西伯郡伯耆町吉定の日野川から取水する箕蚊屋用水及びそれに接続する全ての用水路
- (22) 西伯郡伯耆町久古の堰堤（久古橋上流のものに限る。）から取水する三崎井手及びそれに接続する全ての用水路

- (23) 西伯郡伯耆町真野の真野 2 号砂防堰堤より下流の別所川
- (24) 西伯郡伯耆町金廻の日野川から取水する五千石井手及びそれに接続する全ての用水路
- (25) 五千石井手と大川の合流点より下流の大川
- (26) 米子市皆生から日野川との合流点までの水貫川
- (27) 日野川及び法勝寺川から取水する米川用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (28) 西伯郡伯耆町上野の下谷川から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路

#### 4 1 から 3 まで以外の水系のうち次に掲げる水域

- (1) 鳥取市福部町箭溪の西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の高架橋より下流の塩見川及びそれに接続する全ての用水路
- (2) 鳥取市福部町高江の高江橋より下流の箭溪川及びそれに接続する全ての用水路
- (3) 鳥取市福部町高江の赤子谷堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (4) 鳥取市福部町湯山の江川に架かる市道湯山和田線の橋より下流の江川及びそれに接続する全ての用水路
- (5) 鳥取市福部町細川の日津川及びそれに接続する全ての用水路
- (6) 鳥取市鹿野町今市の柿谷池から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (7) 鳥取市鹿野町及び同市気高町の浜村川
- (8) 鳥取市青谷町奥崎の養郷橋（以下「養郷橋」という。）より下流の日置川本流及びそれに接続する全ての用水路
- (9) 養郷橋より下流の日置川本流に係る日置川水系の河川及びそれに接続する全ての用水路
- (10) 日置川本流と勝部川の合流点より下流の勝部川
- (11) 西伯郡大山町神原の阿弥陀川から取水する平木井手及びそれに接続する全ての用水路
- (12) 西伯郡大山町野田の野田新橋より下流の江東川
- (13) 西伯郡伯耆町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川
- (14) 米子市福万と西伯郡伯耆町須村における米子市伯耆町界より下流の佐陀川
- (15) 西伯郡伯耆町須村の荒神様池から取水する出口井手
- (16) 出口井手と福岡井手の合流点より下流の福岡井手
- (17) 西伯郡伯耆町福岡原の福岡池及びそれより取水する全ての用水路並びにそれらに接続する全ての用水路
- (18) 東伯郡湯梨浜町の東郷池及び橋津川
- (19) 東伯郡琴浦町下大江の白太セキより下流の加勢蛇川及びそれに接続する全ての用水路
- (20) 鳥取市鹿野町の新鹿野大橋より下流の河内川及びそれに接続する全ての用水路
- (21) 鳥取市鹿野町の鹿野城跡公園のお堀及びそれに接続する全ての用水路並びに中川

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 3 号

平成27年度における第 5 種共同漁業に係る水産動植物の増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。

平成27年 3 月 31 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

免許番号	漁業権者の名称	漁場の区域	漁業権魚種	増殖方法	増殖目標量
内共第 1 号	千代川漁業協同組合	千代川水系に係る河川	あゆ	種苗の放流	952千尾
				産卵床の造成	3,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	190千尾
内共第 2 号	天神川漁業協同組合	天神川水系に係る河川	あゆ	〃	140千尾 (うち汲み上げ放流20千)

					尾)
			溪流魚	〃	63千尾
内共第 3 号	日野川水系漁業協同組合	日野川水系に係る河川	あゆ	〃	2,000千尾 (うち汲み上げ放流700千尾)
				産卵床の造成	13,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	60千尾
				産卵床の造成	900平方メートル
			うなぎ	種苗の放流	40キログラム
内共第 4 号	湖山池漁業協同組合	湖山池	ふな	人工産卵藻設置	4か所
			うなぎ	種苗の放流	30キログラム
			わかさぎ	〃	10,000千粒
			しらうお	産卵床の造成	600平方メートル
			えび	〃	2,000平方メートル
内共第 5 号	東郷湖漁業協同組合	東郷池	ふな	種苗の放流	30千尾
			うなぎ	〃	50キログラム
			わかさぎ	産卵床の造成	5,000平方メートル
			しらうお	〃	2,000平方メートル
			えび	〃	2,000平方メートル

注 溪流魚は、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）及びにじますの合計を指す。

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路 3・4・9号上井羽合線

倉吉都市計画道路 3・5・1号上井東西線（変更前 倉吉都市計画道路 3・5・1号上井河北中学校線）

倉吉都市計画道路 3・5・19号八屋上井線（変更前 倉吉都市計画道路 3・5・19号八屋福庭線）

倉吉都市計画道路 3・5・21号倉吉駅河北線（変更前 倉吉都市計画道路 3・5・19号八屋福庭線）

### 2 都市計画を変更する土地の区域

#### (1) 倉吉都市計画道路 3・4・9号上井羽合線

追加する部分

倉吉市大字上井及び山根

変更する部分

倉吉市太平町及び大字上井

(2) 倉吉都市計画道路 3・5・1 号上井東西線

追加する部分

倉吉市大字上井及び山根

(3) 倉吉都市計画道路 3・5・19 号八屋上井線

変更する部分

倉吉市大字上井及び山根

削除する部分

倉吉市大字山根

(4) 倉吉都市計画道路 3・5・21 号倉吉駅河北線

変更する部分

倉吉市太平町

3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び倉吉市建設部景観まちづくり課（倉吉市葵町722）

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成27年3月31日から同年4月14日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月31日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在地	開発行為 を行う土 地の所在 地	開発行為 の目的	土地の面積			開発行為 の工期	開発行為 の許可年 月日
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
いちご米子泉 ECO発電所 合同会社 代表社員 いちごECO 発電所11 一般社団法人 職務執行者 五島 英一郎	東京都港 区元赤坂 一丁目1 -7	米子市泉 地内	太陽光発 電施設の 設置	4.6102ヘ クタール	4.6102ヘ クタール	4.6102ヘ クタール	平成27年 4月1日 から平成 27年10月 30日まで	平成27年 3月17日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成27年3月31日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

## 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

## 2 開催の日時、場所等

## (1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年 4 月 27 日 午前 9 時から正午 まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	6 人

## (2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年 4 月 21 日 午前10時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル 銃等射撃	大口徑ライフル 銃等に適合する 実包	6 人
平成27年 4 月 28 日 午前10時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレイ射撃場	〃	〃	3 人

## 3 講習課目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料 12,300円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

## 調 達 公 告



第 3 回	乙種	平成28年2月7日 (日) 午前10時から	書面 申請	平成27年11月26日(木) から同年 12月10日(木) まで	”
			電子 申請	平成27年11月23日(月) 午前9時 から同年12月7日(月) 午後5時 まで	

## (2) 消防設備士試験

区 分	試験の種類	試験の実施日 時	受験願書受付期間		試験会場(予定)
第 1 回	甲種(特類、 1類～5 類)、乙種 (1類～7 類)	平成27年7月 26日(日) 午 前9時30分か ら	書面 申請	平成27年6月1日(月) から同月 15日(月) まで	鳥取県庁 鳥取県立米子コンベンショ ンセンター
			電子 申請	平成27年5月29日(金) 午前9時 から同年6月12日(金) 午後5時 まで	
第 2 回	甲種(1類、 4類)、乙種 (1類、4 類、6類、7 類)	平成27年11月 29日(日) 午 前9時30分か ら	書面 申請	平成27年10月2日(金) から同月 16日(金) まで	鳥取県立倉吉体育文化会 館
			電子 申請	平成27年9月29日(火) 午前9時 から同年10月13日(火) 午後5時 まで	

## 2 受験願書申請先

## (1) 書面申請

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送によることとし、郵送の場合は各試験ごとの受験願書受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

## (2) 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ(<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>)

## 3 試験実施場所

鳥取市東町1-220 鳥取県庁  
 倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館  
 倉吉市駄経寺町212-5 鳥取県立倉吉未来中心  
 米子市古豊千520 米子職業能力開発促進センター  
 米子市末広町294 鳥取県立米子コンベンションセンター

## 4 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、以下のとおりとし、所定の方法により納付すること。

## (1) 危険物取扱者試験

ア 甲種 5,000円

イ 乙種 3,400円

ウ 丙種 2,700円

## (2) 消防設備士試験

ア 甲種 5,000円

イ 乙種 3,400円

## 5 問合せ先

## (1) 試験の詳細に関すること

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部

電話 0857-26-8389(平日午前9時から午後5時まで)

ファクシミリ 0857-24-1052

## (2) 電子申請に関すること

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料) (平日午前 9 時から午後 5 時まで)

## 6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県危機管理局消防防災課、各消防局内の各地区危険物保安協会及び防火安全協会において交付する。
- (2) 試験の実施日時及び場所は、変更することがあるので受験票を確認すること。
- (3) 1 に掲げる試験以外に試験を実施する場合は、決定次第公示する。